

令和 4 年度 一般入学試験における新型コロナウイルス感染症に
罹患等した出願者の「特別措置」について

新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等の理由により、一般入学試験を受験できない場合は、希望により追試験への振替による「特別措置」を実施しますのでお知らせいたします。

なお、当該理由で欠席する場合は、試験当日の 8:30 までに、必ず筆記試験の受験学校へ電話連絡してください。入試当日の 8:30 までに連絡がない場合は、通常の欠席扱いになり、追試験への振替は出来ませんのでご注意ください。

※追試験への振替を行うには、第一志望とする学校より追試験の受験対象者と認められた場合に限ります。

1. 対象入試

一般入学試験：一次試験日：令和 5 年 1 月 19 日（木）

※4 校統一日程

2. 「特別措置」の対象者

次のいずれかに該当し、一般入学試験を受験できなかった者で、第一志望とする学校より、追試験の受験対象者と認められた者。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中または宿泊療養・自宅療養期間中の者
- ② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当すると判定され、保健所等の指示により、試験当日に健康観察や外出自粛を要請されている者
- ③ 海外から帰国あるいは来日し、待機期間中の者
- ④ 試験当日、自宅等で検温し、体温が 37.5 度以上あった者
- ⑤ 試験当日、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚障害、その他）がある者
- ⑥ 試験当日、試験会場での検温において、体温が 37.5 度以上ある者
- ⑦ 試験中に新型コロナウイルス感染症の症状（発熱、咳、倦怠感、味覚・嗅覚障害、その他）に該当するような体調不良となった者、あるいはそのように係員が判断した者

3. 「特別措置」の概要

対象者には、以下の日程で追試験を設けます。

■追試験日程：令和 5 年 2 月 2 日（木）（二次試験（面接）も同日に実施します。）

※追試験の試験レベルは当初の一般入学試験と同様となります。

※追試験についての追試験はありません。